

那 霸 市 公 報

第 1 7 0 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号) (財政課) 1274
- 平成 29 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(ちゃーがんじゅう課) 1278
- 平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(国民健康保険課) 1280

◇ 公 告 ◇

- 高機能消防指令システム賃貸借契約に係る入札公告の訂正について
(消防局 指令情報課) 1282

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について 1283
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について 1284

◇ 教育委員会公告 ◇

- 那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について 1285
- 那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について 1287

告 示

那覇市告示第 361 号

平成 30 年 1 月 15 日

平成 29 年(2017 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 29 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 46,992 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144,890,591 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		3,279,299	4,365	3,283,664
	1 使用料	2,607,731	4,365	2,612,096
14 国庫支出金		38,116,030	△10,249	38,105,781
	1 国庫負担金	31,546,533	439,468	31,986,001
	2 国庫補助金	6,442,010	△449,717	5,992,293

15 県支出金		18,745,643	△251,683	18,493,960
	2 県補助金	10,598,235	△251,683	10,346,552
16 財産収入		503,101	182,625	685,726
	1 財産運用収入	363,099	1,062	364,161
	2 財産売払収入	140,002	181,563	321,565
17 寄附金		151,088	42,305	193,393
	1 寄附金	151,088	42,305	193,393
18 繰入金		4,662,499	△6,833	4,655,666
	1 特別会計繰入金	123,683	7,281	130,964
	2 基金繰入金	4,538,816	△14,114	4,524,702
19 繰越金		1,891,041	88,166	1,979,207
	1 繰越金	1,891,041	88,166	1,979,207
20 諸収入		1,362,182	1,512	1,363,694
	5 雑入	975,285	1,512	976,797
21 市債		10,673,097	△97,200	10,575,897
	1 市債	10,673,097	△97,200	10,575,897
歳 入 合 計		144,937,583	△46,992	144,890,591

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,610,654	△221,479	11,389,175
	1 総務管理費	9,261,704	△221,479	9,040,225
3 民生費		74,390,112	621,713	75,011,825
	1 社会福祉費	25,118,502	26,304	25,144,806
	2 児童福祉費	26,880,675	9,454	26,890,129
	3 生活保護費	22,390,934	585,955	22,976,889
4 衛生費		9,193,434	1,200	9,194,634
	1 保健衛生費	5,091,291	1,200	5,092,491
	2 清掃費	4,102,143	0	4,102,143

6 農林水産業費		130,837	94	130,931
	1 農業費	80,823	94	80,917
7 商工費		1,398,639	25,986	1,424,625
	1 商工費	1,398,639	25,986	1,424,625
8 土木費		15,374,029	△551,178	14,822,851
	2 道路橋りょう費	928,115	3,729	931,844
	4 都市計画費	8,034,742	11,880	8,046,622
	5 住宅費	4,304,246	△566,787	3,737,459
9 消防費		2,574,299	16,315	2,590,614
	1 消防費	2,574,299	16,315	2,590,614
10 教育費		17,002,519	60,357	17,062,876
	1 教育総務費	1,775,952	51,510	1,827,462
	2 小学校費	5,753,517	7,811	5,761,328
	6 保健体育費	2,251,459	1,036	2,252,495
歳 出 合 計		144,937,583	△46,992	144,890,591

第 2 表 繰越明許費

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			9,623
	2 児童福祉費		9,623
		こども医療費助成現物給付導入事業	9,623
4 衛生費			50,127
	2 清掃費		50,127
		敷地内道路擁壁補強対策事業	50,127
8 土木費			794,753
	4 都市計画費		287,891
		街路整備事業（公共投資交付金）	281,691
		公園維持管理費	6,200
	5 住宅費		506,862
地域居住機能再生推進事業		506,862	
合 計			854,503

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
給与関係事務委託事業 (人事課)	平成 29 年度から 平成 33 年度まで	89,001
道路路面清掃業務委託 (道路管理課)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	16,735
道路側溝清掃業務委託 (道路管理課)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	8,611
道路維持管理業務委託 (道路管理課)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	73,300
街路樹維持管理業務委託 (道路管理課)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	33,096
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理業務委託 (道路管理課)	平成 29 年度から 平成 30 年度まで	2,150
母子及び父子家庭等医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約 (自己負担額支払明細書等の作成及び報告) (子育て応援課)	平成 29 年度から 契約終了まで	診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに 1 件当たり 16 円を乗じて得た金額
母子及び父子家庭等医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約 (自己負担額支払明細書等の確認及び集計) (子育て応援課)	平成 29 年度から 契約終了まで	母子及び父子家庭等医療費助成事業報告明細書の毎月の報告件数に 1 件当たり 31 円を乗じて得た金額
高機能消防指令システム整備事業 (指令情報課)	平成 29 年度から 平成 37 年度まで	975,226

2 変 更

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
那覇市伝統工芸館管理委託料 (商工農水課)	平成29年度から 平成32年度まで	39,941	平成29年度から 平成30年度まで	13,191
第 4 次地域福祉計画策定業務委託 (福祉政策課)	平成30年度	1,404	平成30年度	5,227
那覇市繁多川公民館指定管理事業 (生涯学習課)	平成29年度から 平成32年度まで	60,855	平成29年度から 平成32年度まで	64,248
那覇市若狭公民館指定管理事業 (生涯学習課)	平成29年度から 平成32年度まで	59,256	平成29年度から 平成32年度まで	64,248

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	202,200	証書借入 又は 証券発行	年 5 % 以内 (た だ し、利率 見 直 し 方 式 で 借 り 入 れ る 資 金 に つ い て、利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、 当 該 見 直 し 後 の利率)	償 還 期 間 は、据置期間 を含め30年以 内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、 元金均等等に よる。 た だ し、財 政の都合によ り、据置期間 中であっても 繰上償還し、 償還年限を変 更し、又は借 り換えること ができる。	117,700	補正前に 同じ		
3 一般廃棄物処理事業	45,100				128,400			
7 市営住宅建設事業	708,100				610,500			
12 公設市場再整備事業	4,000				5,600			

那覇市告示第 362 号

平成 30 年 1 月 15 日

平成 29 年 (2017 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成29年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 29 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,552千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		6,367,158	4,650	6,371,808
	2 国庫補助金	2,150,873	4,650	2,155,523
7 繰入金		3,737,594	9,624	3,747,218
	1 他会計繰入金	3,737,593	9,624	3,747,217
9 諸収入		1,998	10,278	12,276
	2 雑入	1,048	10,278	11,326
歳 入 合 計		25,936,093	24,552	25,960,645

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,489,360	14,274	1,503,634
	1 総務管理費	1,191,388	14,274	1,205,662
6 諸支出金		237,222	10,278	247,500
	1 償還金及び還付加算金	142,062	10,278	152,340
歳 出 合 計		25,936,093	24,552	25,960,645

那覇市告示第 363 号

平成 30 年 1 月 15 日

平成 29 年 (2017 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

平成 29 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 867,993 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,109,022 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,571,449	千円 △269,582	千円 14,301,867
	1 国庫負担金	9,091,336	△180,009	8,911,327
	2 国庫補助金	5,480,113	△89,573	5,390,540
4 療養給付費等交付金		1,133,210	△389,225	743,985
	1 療養給付費等交付金	1,133,210	△389,225	743,985
6 県支出金		2,816,505	△45,004	2,771,501
	1 県補助金	2,271,366	△45,004	2,226,362
9 繰入金		5,061,598	15,546	5,077,144
	1 他会計繰入金	5,061,597	15,546	5,077,143

10 諸収入		2,317,043	△179,728	2,137,315
	3 雑入	2,270,340	△179,728	2,090,612
歳 入 合 計		49,977,015	△867,993	49,109,022

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		669,000	15,546	684,546
	1 総務管理費	503,461	13,838	517,299
	5 医療費適正化 特別対策事業費	36,432	1,708	38,140
2 保険給付費		26,919,706	△883,539	26,036,167
	1 療養諸費	22,825,653	△883,539	21,942,114
歳 出 合 計		49,977,015	△867,993	49,109,022

公 告

那覇市公告第 511 号

平成 30 年 1 月 15 日

高機能消防指令システム賃貸借契約に係る入札公告の訂正について

平成 30 年 1 月 4 日付け那覇市公告第 501 号にて通知した、制限付一般競争入札の公告の一部について、次のとおり訂正する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 訂正前

入札保証金及び契約保証金

入 札 保証金	入札見積金額の100分の8以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 1 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。 2 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結したことの証明を提出する場合
契 約 保証金	那覇市契約規則第30条第1項第13号の規定に基づき免除する。

2 訂正後

入札保証金及び契約保証金

入 札 保証金	入札見積金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 1 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。 2 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結したことの証明を提出する場合
契 約 保証金	契約保証金の額は契約金額の100分の10以上とする。ただし、那覇市契約規則第30条第1項第1号又は3号に該当する場合は免除する。

3 お問い合わせ先

那覇市消防局 指令情報課 管理係 與那原、喜名、折笠

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番8号

電話 098-868-9911 F A X 098-868-9912

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 21 号
平成 29 年 12 月 21 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 449 号
指定工事店名	株式会社久米設備
営業所所在地	沖縄県那覇市字国場 420 番地 A-1
代表者名	久米 清春
有効期間	自 平成29年4月1日 至 平成34年3月31日
異動年月日	平成 29 年 12 月 13 日
異動事由	営業所所在地変更

那覇市上下水道局告示第 22 号
平成 29 年 12 月 27 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
230	三成技建株式会社	宮古島市平良字西里 895 番地の 3	平良 玄文

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 31 号
平成 29 年 12 月 27 日
掲 示 済

那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第19条の規定により、平成30年4月から那覇市若狭公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 渡 慶 次 克 彦

1 名称及び位置

那覇市若狭公民館

那覇市若狭2丁目12番1号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

指定期間中、那覇市若狭公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。

① 団体が単独で応募する場合

ア 本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

② 共同企業体で応募する場合

ア 代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 代表団体を定め、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

ウ 同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

- ①市税等の滞納をしている法人等。
- ②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
- ③過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。
- ④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。
- ⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。
- ⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。
- ⑦暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

5 申請の方法

(1) 那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

(2) 募集要項等の配布

配布期間：平成29年12月27日(水)から平成30年1月23日(火)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間：午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間を除く)

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課
(那覇市役所 本庁舎10階)

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課

6 申請を受付する期間

(1) 受付期間：平成29年12月27日(水)から平成30年1月23日(火)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

(2) 受付時間：午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間を除く)

7 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-917-3502

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sya001@city.naha.lg.jp

那覇市教育委員会公告第 32 号
平成 29 年 12 月 27 日
掲 示 済

那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第19条の規定により、平成30年4月から那覇市繁多川公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 渡 慶 次 克 彦

1 名称及び位置

那覇市繁多川公民館

那覇市繁多川4丁目1番38号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

指定期間中、那覇市繁多川公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。

① 団体が単独で応募する場合

ア 本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

② 共同企業体で応募する場合

ア 代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 代表団体を定め、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

ウ 同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

- ①市税等の滞納をしている法人等。
- ②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
- ③過去1年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。
- ④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。
- ⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。
- ⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。
- ⑦暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

5 申請の方法

(1) 那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

(2) 募集要項等の配布

配布期間：平成29年12月27日(水)から平成30年1月23日(火)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間：午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間を除く)

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課
(那覇市役所 本庁舎10階)

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課

6 申請を受付する期間

(1) 受付期間：平成29年12月27日(水)から平成30年1月23日(火)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

(2) 受付時間：午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間を除く)

7 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-917-3502

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sya001@city.naha.lg.jp